

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年7月2日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

**香川県公安委員会規則第1号**

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県警察組織規則の一部改正)

第1条 香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(警備課) 第32条 略 (1)～(8) 略 (9) <u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律</u> (平成28年法律第9号)の施行に関すること。 (10)～(13) 略 2 略	(警備課) 第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8) 略 (9) <u>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律</u> (平成28年法律第9号)の施行に関すること。 (10)～(13) 略 2 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～68の14 略					1～68の14 略				
68の15 <u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律</u> (平成28年	第9条第3項本文	略			68の15 <u>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業</u>	第8条第3項	略		

法律第9号)		所の周辺地域の 上空における小 型無人機等の飛 行の禁止に関す る法律（平成28 年法律第9号）	
68の16～101 略		68の16～101 略	
備考 略		備考 略	

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。